

令和6年12月12日(木)

開会（9:53）

○増子達也委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。

当委員会に審査を付託された議案は、補正予算5件、条例の一部を改正する条例1件、指定管理者の指定2件、市道路線の認定1件の計9件である。

各議案の審査に入る前に、議第76号で「市道路線の認定について」、提案されており、先に現地を調査し、その後、各議案の審査に入る。現地調査のため、会議を一旦休憩する。

（現地調査）

（10:28 再開）

休憩前に引き続き、会議を再開する。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

寒い中現地調査お疲れ様でした。今年の夏頃、米不足ということでスーパーの売り場から米が全くなくなるという現象が起きたが、来年の主食用米の作付けについて、県は今年の米不足を勘案した中で、当市において令和6年度比で3%程度目安を増やすという予定にしている。そんな中、40%近くは主食用水稲以外のものの作付けが必要な訳であるが、当市においては米粉用米の作付けが主食用米以外での主なものの1つとなっている。米粉用で米を作ると米の価格は非常に安くなってしまい、国の水田活用直接支払交付金、戦略作物助成で10アール当たり8万円程度の補助があり、県から産地交付金として10アール当たり1万円の補助がある。ただ、今年のJA仮渡金が昨年に比べて30%以上高くなっていることを踏まえると、米粉にシフトしていく面積が減るのではないかとということで、新潟製粉では米粉用米の確保に苦慮しているところである。JA等と協議しながら、米粉用米の確保に努めていく必要があると考えている。

本日の案件は9件となっているがよろしく審議願いたい。

議第64号 令和6年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計補正予算（第3号）

## 佐藤農林水産課長説明

歳入歳出の総額に3,630万円を追加し、歳入歳出の総額を1億8,995万3千円とするもの。

歳出では1款農林水産業費1項1目鹿ノ俣発電所費で、12節委託料は業務委託料を行う発電機設備点検業務について、点検したところ交換部品及び調査項目が増加したため3,630万円を増額した。

歳入では2款繰入金1項1目鹿ノ俣発電所運営事業基金繰入金は、発電機設備点検整備業務委託に係る経費を賄うため、基金を取崩し2,933万4千円増額した。4款諸収入2項1目雑収入は売電収入を696万6千円増額した。これは当初予定していた発電の停止期間内に発電することが可能となり、年間の送電電力量及び売電収入の計画の見直しを行い増額したものの。第2表繰越明許費は、発電機設備点検整備業務委託において、部品調達等に期間を要するため、翌年度に繰り越すもの。

## 質疑

### ○渡辺秀敏委員

固定価格買取制度が終了し、4分の1や3分の1程の売電収入になると思うが、現在1キロワット当たりの単価はいくらか。

### ○佐藤農林水産課長

今年度3月に契約し、現在11円44銭である。

### ○渡辺秀敏委員

売電単価が低いこともあると思うが、基金からの繰入れがある。長い目で見て、今後の維持をどう考えているか。

### ○佐藤農林水産課長

売電単価が低くなり、今後は5千万円前後の収入を見込み、収支バランスを整えながら運営するよう取組みたい。その中で長期的な設備点検も踏まえ、計画的に物事を進めたい。

### ○渡辺秀敏委員

鹿ノ俣発電所の収入を利用し黒川地区の施設に電気料の補助を行っているが、それらへの影響はないのか。

○佐藤農林水産課長

一般会計や地域産業等への繰出しを今年度も実施するが、来年度は状況を見ながらで、可能であれば引き続き検討したいが、今の状況を見ると難しいと捉えている。

○薄田智委員

今回点検し、追加で3,600万円程かかったとあるが、同じ懸念をしており、設備自体が老朽化していけばメンテナンス費用も上がる。今後もずっと上がっていくのか、どのような形で考えているのか。

○佐藤農林水産課長

鹿ノ俣発電所の操業開始が平成14年で22年経ったが、水力発電等の設備の耐用年数がちょうど22年で、今回は大掛かりな設備点検であり、ここ2、3年はキュービクル、通信ケーブルなどの大きな設備をメンテナンスしており、随時、設備の状況を見ながら維持管理をしていく。

○薄田智委員

耐用年数を考えた対応をしていると受けたが、設備であり、あちこち壊れて寿命はあると思うので、その辺を踏まえた対応をしていく必要がある。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

**議第65号 令和6年度胎内市公共下水道事業会計補正予算（第1号）**

**西村上下水道課長説明**

収入及び支出の総額に変更はないが、マンホールポンプの遠方監視システムについて、令和7年度当初より事業を開始したいと考えており、債務負担行為として限度額140万6千円を設定するもの。

#### 質疑

無し

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### 議第66号 令和6年度胎内市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

#### 西村上下水道課長説明

歳入歳出の予算額に変更はないが、公共下水道と同じくマンホールポンプの遠方監視システムについて、限度額204万円を設定したく、今回債務負担行為を設定するもの。

#### 質疑

無し

#### 自由討議

無し

#### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

### 議第67号 令和6年度胎内市水道事業会計補正予算（第3号）

## 西村上下水道課長説明

歳入歳出総額に変更はないが、債務負担行為について6件それぞれ限度額まで設定する。浄水場ろ過池管理業務委託料1,563万円、水質検査業務委託料323万円、保安待機業務委託料1,683万円、量水器取替業務委託料445万1千円。開閉栓業務委託料450万8千円。協和町地内給水装置受託工事1,700万円を設定するもの。

### 質疑

無し

### 自由討議

無し

### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第68号 令和6年度胎内市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

## 西村上下水道課長説明

歳入歳出予算に変更はないが、債務負担行為について4件それぞれ限度額まで設定する。水質検査業務委託料280万円、保安待機業務委託料297万円、量水器取替業務委託料71万8000円、開閉栓業務委託料55万円を設定するもの。

### 質疑

無し

### 自由討議

無し

### 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 70 号 胎内市クアハウスたいない条例の一部を改正する条例

### 増子商工観光課長説明

これまで使用していない談話室を開放し、同施設の更なる有効活用を図るため、使用料を新たに設定するものであり、多目的室は、利用状況等を確認し、一定のニーズが見込まれると判断したことから、正式に使用料を定めるもの。パンフレットで場所を説明する。1階の黄色い部分が多目的室で、円形の端の方の紫色の部分が談話室である。多目的室は以前トレーニング室として活用していた。円形になるところの一角を囲み、会議等ができるスペース、こちらが談話室である。使用料の方は、新旧対照表の別表第1で区分欄を中学生以上、小学生とした。別表第2で裸浴室及び遠赤サウナの使用料の変更箇所は、先ほどと同様でわかりやすく表にしたもの。別表第3は区分を具体的な施設名を明記したもの。別表第5で談話室1時間400円、多目的室は小学生以上が1人当たり2時間100円となる。延長は、例えば1時間10分使用した場合2時間とし、800円になる。多目的室は、2時間10分の場合、4時間として、200円。冷暖房の場合2時間10分の使用で300円となる。談話室の冷暖房は一体であり別に徴収等はしない。施行日は令和7年2月1日となる。

### 質疑

#### ○森本将司委員

クアハウス自体コストがかかる施設で料金が高いのは理解しているが、談話室1時間400円という金額は、利用者からは高額と感じる部分もあると思うが、一般的な温浴施設等の考え方で、談話室1時間400円は適しているのか。

#### ○増子商工観光課長

利用者を増やすための方策として、例えば弁当を食べ、クアハウスを見学し、施設を体験してもらい、PRも含め利用者の健康増進に繋がりたいと考え、今回の談話室の使用料を上げた。基本的に持込みは可能である。

### 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 74 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

### 増子商工観光課長説明

塩の湯温泉を構成する村松浜高齢者健康増進ふれあい施設及びサンセット中条について、令和 7 年 3 月 31 日をもって指定の期間が満了することから、同年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間、引き続き株式会社 J. SECURITY を指定し、その管理を行わせるもの。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 75 号 公の施設に係る指定管理者の指定について

### 増子商工観光課長説明

きのと観光物産館について、令和 7 年 3 月 31 日をもって指定の期間が終了することから、市報及びホームページにより募集をしたが、一番望ましい市の事業者からの申し出はなく、新発田市に本社を構え、市内でも製麺屋食堂を経営し県内で飲食業者を展開する、株式会社 さくらフーズを新たに指定し、同年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間、その指定管理を行わせるもの。

## 質疑

○天木義人委員

今年度で終了となるが、公募にあたり審査を行ったと思うが、どのような審査を行い、どのような結果になったのか。内容的にはどうか。指定管理料はいくらか、審査内容は公表できないか。

○高橋副市長

公募をして応募がさくらフーズだけであったが、1社とはいえOKとはならず、地区の代表として区長、乙地区の一般市民、担当課長、財政課長と私で審査した。相手方にプレゼンしていただき、今後の経営方針等について説明があり、利用改善策も話してもらった中で、委員で採点し、合格点に達していたことを確認した。

○増子商工観光課長

1年間200万円、5年間で1千万円である。

○天木義人委員

よその市ではプレゼンの場合は点数付けて交渉しているが、経過も何もなく議案出されても、経過をはっきり出してもらわないと判断できないと思う。塩の湯は今までやっていた方だからいいとして。それと公表だが、議会の承認を受ける前に、なぜ急いで一般に公表したのか、その理由は何か。ホームページに指定管理の変更が出ていた。

○高橋副市長

事実であれば大変申し訳ない。応募を受けて一定の点数を満たしていたのは事実で、必要はないと思う。決定したということは、議会議決を経なければ。

○天木義人委員

下の方に議決が必要と書かれていた。その前に公表するのはいかなものか。情報が漏れたのは仕方ないとしても。

○高橋副市長

委員が言う通りであるが、これは議会議決が必要である旨をPRする必要もあるし、なぜ



その時点で出す必要があったのか今後検討したい。

○渡辺秀敏委員

今までの指定管理料はいくらか。

○増子商工観光課長

同額である。

○渡辺秀敏委員

応募した時に今までの会社が手を挙げなかった理由は、分かる範囲で。

○増子商工観光課長

聞いた範囲では、料理長が高齢になったことが一番大きな要因である。

○薄田智委員

新たに来年度から指定管理受けるさくらフーズは、胎内市で実績等がある会社か。

○増子商工観光課長

胎内市では製麺屋食堂を経営している。親会社は広告代理店関係の仕事もしているとのことで、PR関係も力を入れ進めたいという話があった。

○薄田智委員

店自体の経営は分かるが、公の施設の指定管理では実績等がある会社か。以前取組んだがすぐにやめたということが一番心配する部分で、公の施設の指定管理の実績があり、間違いがないというところを議会として一番心配している。

○増子商工観光課長

指定管理は初めてだということだが、県内や県外で多数の店舗を構えており、新発田の国道7号線のハナミズキなども経営し、そこには月岡温泉の華鳳の料理長を7年間勤めた方がおり、そういった方の監修もできるとのことである。

先ほどのインターネットの関係だが、ここに公表したのはすべて要件を満たしているという表現をしていて、議会の議決を経て正式に決定するという内容である。

#### ○天木義人委員

要件満たすということを一般的に考えると、決まったと捉える。その辺の表現もあるし、なぜそこまで急いで出す必要があったのか。下に書いてあっても見る人もいれば見ない人もいる。新しい会社に移る時は会社の内容等も説明した方がいいし、採点も無記名で点数を公表しても良いのではと思う。どういう項目で採点など我々には分からない。同一基準で行っているか。我々も何も見ずに判断すると同じであり、それを言っているのだが、改善が見られないということは、何でも同じことでは。

#### ○高橋副市長

ホームページに公表する必要性をもう一度確認し、必要のあるものは公表したいし、議会議決前に公表が必要なのかも十分検討したい。それと、決して密室で審査しているということではない。そのために一般市民も参加している。その方からも結果についていつから話していいかと問い合わせもあり、議会議決するまで詳しい話は控えてくださいと話している経緯もあるので、ホームページでの公表時期についても再度検討したい。

採点の方法は大項目で6項目あり、利用向上、利用促進を図るための方策や、施設の効用を最大限に発揮するための方策、管理費の縮減を図る方策、安定した人員の配置の方法、社会貢献への取組み、指定管理料の見積もり、この大項目で6つ配点があり、そこを各々の委員が採点し、100点満点の60%をボーダーラインとし、下は不合格、上は合格という評価の方法をしている。

#### ○天木義人委員

きちんとした審査をしている。この場に審査結果を配付し、こういう項目で審査すると公表してもいいのでは。今後は。

#### ○高橋副市長

採点者の名前さえ公表しなければ。平均点でも良いでしょうし、その辺りであれば公表できると思うが、何か抵触するものがあるか確認し、公表できるものであれば、公表していきたいと考える。

#### 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 76 号 胎内市道路線の認定について

### 羽田野地域整備課長説明

先ほど現地視察した大川町 8 号線、9 号線及び 10 号線について、民間事業者により宅地造成された箇所において、都市計画法の規定により胎内市に帰属された道路で、市道の認定基準を皆満たすものである。大川町 11 号線について、既存の公衆用道路で、先ほどの宅地造成内の路線と、この 11 号線がそれぞれ既設の市道と接続することで、この地区の交通ネットワークを形成することを考慮し、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、認定についてお諮りするもの。8 号線は全長 54.6 メートル、9 号線は 210.5 メートル。10 号線は 125.5 メートル、11 号線は 202.1 メートルである。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上でまちづくり常任委員会を閉会する。

閉会 (11 : 27)